

1 教育に関する具体的方策

犯罪防止や被害防止の観点での教育はもちろん大切だが、それよりも、前向きな教育が望ましい。

- 例えば、
- ・異性を好きになることの素晴らしさとは、実例で示す
 - ・相手に好きになってもらうには、どのような努力をするのが望ましいか
 - ・もし相思相愛になった場合に、どのような行動をおこすとお互いが成長するのか
 - ・性交することで、どのような良いことがあるのか

【学校における性教育について】

○子どもへの性教育について

- ・自尊心を高める教育を基本におきながら、課題とされてきた「性交」も小学生から教えていく。扱いは工夫された事例もたくさんある。「命」につながる性教育を。
- ・「同意のもとなら許される」という中高校生の性の認識はあまりに痛ましい。偏った快楽性の強い情報ではなく、段階をふんできちんとまなぶ機会をつくりたい。
- ・障害を持った児には、身を守ることと同時に自身の性のコントロールも障害のない子と同様に学ぶ機会を大切にする。

○教職員に対する性教育、性被害の教育について

- ・教職員が性被害にあった児童生徒と出会う経験は、当然ながら実はあまり多くない。性被害の予防やケアを適切に行うためには、前もって実例を学んでおく必要がある。秘密保持との関係ありむずかしいかもしれないが。
- ・外部講師を招いての研修を多く取り入れる。
産婦人科医・・・蔓延している性感染症とエイズ感染への道
臨床心理士・・・性被害による心的外傷 など

【情報リテラシーの教育について】

○小学校低学年からパソコンの授業がある。学校は、入口からネットの危険性やマナーを扱うべき。

○保護者への教育

- ・機器販売会社の取り組み ・学校での研修
保護者の危機感が薄い。外部講師を招き研修会を。全校ではなく学年や学級など集団を小さくして、年齢や状況の似た集まりにして実施する。

○教職員に対する研修

- ・ネットを利用した学習をしくむことがふえていて教師自身が危険性に対しマヒしてきている。今現在起っているネット被害の実例などを、定期的または機に応じて研修していく必要がある。

【家庭の教育力の向上について】

○「家族で1日1回は一緒に食卓を囲もう」運動を展開してたらどうか。

- 性的なことへの執着が異常に強い子どもの中に家族関係で心を満たされていない例が多い。
孤食がすすんでいる現代、この原則に注目するのも一方法ではなかろうか。

【家庭・学校・地域の連携】

○つながりのひろがりを

- ・問題発生時だけでなく日ごろから顔の見える関係づくりをつくっていく。民生児童委員の動きはこの3つとよく繋がっている。学校が忙しいこともあって、他者や他団体とのつながりはなかなか深まらない。各行事などで工夫していけたら。「社会を明るくする運動」で作文などを通し学校・地域・保護司会は少しずつ繋がりに出している。

- 1、 自尊感情・自己肯定感を育む教育の必要性（あえて、人権教育という言葉は使わない）を県の取り組みテーマとして定めてはどうか？（参考：東京都教育委員会の5年間の取り組み）
具体的には、
 - ・ 子どもの自尊感情に関する意識調査行いを、実態調査研究をする。
 - ・ 発達段階に応じた教育プログラムを作成し実施していただく。この際、単に知識に留まらず、ワークなどを通して、感じ、受け止め考え、行為する具体的な教育が必要と思う。
特に全教科に渡り教師がそのような視点と意識を持って関わる。
- 2、 年々家庭力が低下し、子どもの情緒や社会性を育む環境が失われているといわれているが、保護者も、どのようにしてよいかわからず、悩み困惑している現状がある。したがって学校の取り組みを理解し協力を得られるような工夫。
- 3、 各学校で行われている性教育の授業の取り組みを改めて見直す。このことに関して、養護教諭の意見を重視する。
(七生養護学校事件以来、文科省から規制がかかってしまったことへの疑問の声がある)
- 4、 小学校において、養護教諭が学年ごとに「性教育の絵本」の親子読書を実施し成果を得ている実例がありますので、こうした取り組みを共有し合い研鑽するのはどうか？

- 「性に関する指導」に係わっては、「保健体育」（「体育」の保健分野）、特別活動（学級活動等）家庭科・道徳 等で、各学校、学年、学級の成長段階・実態に合わせた指導を継続的に実施していく必要がある。その際、養護教諭等の連携、また外部機関の福祉保健・医療関係の機関との連携を効果的に進めたい。
- 家庭・地域での理解・協力も不可欠であることから、情報共有をはじめ、学校・家庭それぞれの指導・支援について、補完し合っていく体制を整えたい。
- 情報リテラシーに係わる指導についても、実態に合わせ、専門家等からの具体的な指導・支援を進める。（児童生徒・家庭・地域）
- 道徳・特別活動を中心に全教育活動に於いて、自尊意識を高め、自他共に大切にしていける心情規範意識等の育成を図っていく。
- 学校・家庭だけでなく、地域全体で子どもたちを育てていく体制を強化していく。
(実態を理解いただき、それぞれの立場でできること・やらなければいけないことを明確にして実施していく体制を整備する。)

- ・ 子どもたちは、おとなが思う以上に間違った情報に晒されているので、子どもたちの実情にあった正しい性の知識を伝える性教育が急務。
- ・ 養護教諭が専門知識を生かして性教育ができるような体制作り
- ・ 正しい知識は自分を守るために必要だが、周りから大切にされず自分を大切にできない子どもたちは、正しい知識だけでは自分を守れないし、「命を大切にしましょう。人を大切にしましょう」という従来の道徳教育は心に響かない。
「自分を大切にしていんだ。」と思えるように自尊感情を高め、「困ったときに相談する力」を引き出すことがとても重要。そのためには、自分の気持ちに向き合い自分の言葉で語れる人権教育が必要。
- ・ 「対等な関係とは」「本当の同意とは」ということを考えることが大切（おとなも子どもも）

<性教育にはどのような効果があるか>

私は長野県が主導して行ってきた、大学生のピア・カウンセラー養成に、立ち上げから関わってきた。今年で11年目を迎える。夏に4日間の集中講座で大学しえに性に関する様々な講習を行い、その後はサークルに所属しながら、中高生への教育活動などを行っている。性教育をすると、「寝た子を起こす」などと言い。消極的な意見も多く聞かれるが、性に関して学んだ若者は、サークルを卒業後、さらなる学びを求めて進学したり、教員や保健師となり、長野県にとっても有益な人材として活躍している者もいる。

性教育とは、単に子どもに2次性徴を教えるだけでなく、自分を守り、よりよい人生を歩ませる大切な教育のひとつであると考え。そのためには、むしろ子どもを教育する立場である学校の先生方が、効果的に楽しく性教育ができる環境を整える必要がある。また、性教育をすることで、被害者だけでなく、加害者になりえる対象に対しての教育効果も期待できる。

<具体的方策>

- A) 教育学部・医学部・医学部保健学科・幼児教育科などの人の健康や教育に関する学部の学生に、性教育を学ぶ機会を作る。(教育学部では必修でもよいのでは)
- B) 性教育を、義務教育の間になされるように、教育指針で示す。
- C) 教員の資質を向上させるための研修会を適宜行う。

2 被害者支援に関する具体的方策

親や先生に言えないことを相談するのですから、相談窓口紹介のパンフレット等に「秘密は守る」「ひとりで悩まないで」と、大きく掲げること。

はじめの第一歩の相談が大切で、受け入れ口を大きく広げておいた方がよい。相談しているうちに「親に話した方がいいんだ」と、本人が気づく場合もある。

トラウマにならないよう、専門家のカウンセリングの手法、手腕に期待する。

性被害は、とりかえしのできない傷をこころに残す。プライバシー保持とともに専門的な対応も求められる。なにより被害者の心によりそえる人の存在が必要。

○「町の保健室」の数を増やす。・・・経済的な支援がいる。

- ・住んでいる地域のすぐ近くにあり訪れやすい。保護者もいきやすい。
- ・養護教諭、看護師などのOBに働きかける。
- ・性被害者や性感染症に悩む10代などの駆け込み寺となればいいなと思う。
- ・OBだと専門家とのつながりも容易。

○障害児の性被害のケア

- ・学校だけではかかえきれない。保護者とともに専門家とチームを造って見守り、福祉へきちんとつないでいく。

○専門性をもった外部の専門家、組織との連携

- ・日常的に安心して関われる仕組みがあればと思う。中学校区単位ぐらいで、いざというときのセーフネットを。常に動く仕組みとはいかないので、ありようのチェックをどうするかはきめておく。

1、以下の理由から「虐待」「いじめ」「性被害」に遭った場合の心的外傷が如何に深刻であり、長期間に渡って苦しむ結果につながる PTSD などの知識を教職員が研修し、保護者や児童生徒にも伝えてゆく必要がある。

(理由)

- ・実際の被害者は、想像を超えた状況にあり、4週間以内の対応が望ましく、これを超えると長期化する(PTSDへ移行してしまう)といわれる。
- ・いじめられている子が、性被害の対象にされるケースがある。また性的虐待を受けた子も自虐的に性行為を繰り返す危険が高いため、共に保護者や教師は心的外傷への知識・理解が必要。
- ・加害少年が、これは犯罪行為であるとは知らなかったと言ったケースがある。
- ・教師も「加害者を厳しく指導し、被害者に謝れば一段落」という考え方があるように思う。

2、実際、性被害が起こってしまった場合、「子どもへの司法面接」等専門の対応が必要となる場合もあり。そのためには、地域に開かれた性被害者専門相談対応窓口を設置し、司法面接ができる専門家を派遣対応する等のシステムを作る必要がある。

実際学校のみで対応することは、難しい点も生ずる。したがってこの窓口は、子どもと保護者・教師など関係者も相談に行き、共に支援ができることが望ましい。

窓口は、必要に応じて児童相談所や婦人科医、メンタルクリニック、保健所、スクールカウンセラー等専門家や関係機関と連携できることが重要と思われる。

- 心身ともに大きな傷を負った被害者に対して実態に応じ継続した支援が必要である。被害者及び家族に寄り添った支援になるよう、被害者の信頼を得たキーパーソンを軸に、長期にわたって継続した支援体制の整備
- 被害者及び家族の個人情報を守られる体制づくり
- 被害に遭った場合に、相談できる窓口等の周知

- ・ワンストップセンターの設置
- ・司法面接の普及・司法面接ができる人材育成
- ・性被害に遭った子どものわずかな兆候やSOSに気づけるおとなを増やす
- ・性被害に遭ったことを訴えることが当たり前になる社会をめざす（啓発）
 - 性被害に遭った子どもの気持ちを受け止められる（子どもが信頼できる）おとなを増やす
 - 性被害者に対する偏見をなくす
 - たとえば・加害者が被害者を襲った主な理由は「おとなしそう」「警察に届けないだろう」
 - ・被害にあった子が悪いのではない
 - ・男子も性被害に遭う

<被害者支援における課題>

10 数年に渡り、性犯罪被害者支援分科会において、ワン・ストップセンターの必要性について発言してきたが、実現できなかった。被害者支援に関わる行政や警察の人事は1年ごとに代わり、継続して支援していくのは難しい環境にあったと思う。広い長野県において、大きなワン・ストップセンターの設立は、あまり効果的ではないと考える。可能であれば、地域の拠点病院を中心に、性犯罪被害者支援だけでなく、児童虐待やDVなども含めた支援体制を構築し、それぞれの地域に根差したネットワークを作り、より多くの県民に有益な活動ができるものができたらと願う。

<具体的な方策>

- A) 産婦人科医・小児科医・救急専門医を中心に、虐待や性暴力に関する被害者の診察と対応について、研修・トレーニングを行う。
- B) 警察・児童相談所・行政・臨床心理士・弁護士・医師等、その地域にいる人材でネットワークを作り、被害者が存在するとき、どのような流れで対応するか決めておく。
(多機能連携チーム・MDTを制度化する)
- C) 多職種で同時に研修を行い、お互いの領域をある程度理解できるようにする。
- D) 司法面接官を育成し、被害者への事情聴取は1回で終わるようにする。そこに多職種が一堂に会し、尚且つ直接被害者と面談しなくても情報を共有できるようにする。

3 教育・被害者支援に関する課題、関係課に対する質問等

インターネットや書店には青少年が目に触れてほしくない情報が沢山あり、特に、わいせつ情報が偏った形で掲載されている。偏ったわいせつ情報なのに、それが普通なのかと錯覚する。

大人であればそれは普通でないと判断できても、青少年がはじめてレイプ画像を見たとしたら、レイプされることが普通にあるものだと思ってしまう。

インターネットで彼氏彼女を見つけることが自分のステータスにもなっている。そして、安易に裸の画像を送りあって楽しんでいる。「みんながやっているから問題ない」と思わせるようにさせるはインターネットの悪い面である。

情報がありすぎることが課題。この中で取捨選択するとしたら、「みんながやっていること」を選ぶ。残念ながら、自分で判断できないようにさせているツールがインターネット。大きな課題である。

○被害者の心的外傷は、心の底に沈んで何年後に痛みとして現れたりする。どうケアしていけるのか。

○被害がおこると性に関する教育がクローズアップされるが、またはじめに追いやられる。

○加害者を生まない再犯させない教育は経済や社会の流れとも関係している。よりよい更生プログラムの研究は続けてほしい。

1、今回の検討委員に養護教諭が参加していないのは、何か理由がありますか？

学校現場では、養護教諭が子どもの心身の問題に直接触れ相談者として苦勞する立場にいます。

出来れば、経験豊かな養護教諭にも参加し意見をいただけたらと思います。

2、今回の問題は、大変にデリケートな問題なので、発言に気を遣います。

マスコミが入っていると守秘義務の関係から、各委員が自分の活動現場からの実情等、発言が自由にできないのでは？と心配します。他の委員はどのようにお考えかを聞き、場合によっては、時間を区切ってマスコミが入らない討議の時間も作る必要があるのではないかと思うのですが。

また、発言したことが、すべてホームページにアップされることについて、委員は自分の希望で内容を一部削除することは可能でしょうか？

(質問)

- ・ 司法面接はどのぐらい普及しているか
- ・ 東御市の事例における被害者への具体的なケア（現在の被害者の気持ちも含めて）
- ・ 性加害者への再犯防止教育の現状

○ 性教育については、家庭環境及び個人差が大きく、学級全体での一律の指導・支援では不十分なケースもある。

※学習指導要領で「家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること」とされ、「集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること」とされているが、実際に個別指導は難しい。

○ 性に係わる情報が氾濫し、家庭で自由に得ることができる現況において、学校でも情報リテラシーの観点からも指導・支援を実施しているが、情報化が日々進んでいく現在、限界を感じる。

○ 被害者の将来にわたっての心のケア

○ 被害者及び家族はもちろん、加害者等に係わる個人情報を守られること

※加害者が未成年の場合もあることから。